

特定用途制限地域の指定のお知らせ

2009.4 坂祝町

特定用途制限地域とは？

特定用途制限地域とは、都市計画法に基づいて指定された地区内に、建ててほしくない建築物を特定し、その立地を制限する地域です。

特定用途制限地域を指定した理由

国道 248 号バイパス、国道 21 号バイパスなどの整備により、坂祝町の交通は便利になる一方、バイパス沿いなどあらゆる用途の建築物が建てられることが予想されます。現在この地区は、都市計画区域内ですが、用途地域となっていないため、農振農用地区域の除外及び農地転用が許可されれば、大規模な集客施設を除いてどのような建物でも建てられることとなります。そして、この地域にお住まいの方たちにとって出来て欲しくない施設が進出してこることが考えられます。

このため、そうした建物が建つ可能性が大きいバイパス沿い、インターチェンジ周辺などに特定用途制限地域を指定しました。

皆様のご意見を取り入れながら制度の導入を図りました

町では、平成 20 年度に指定地域の皆様へのアンケートと 3 回にわたる説明会を実施し、皆様の意見等を参考にさせて頂きながら、制限する区域及び制限する建築物の用途を策定してまいりました。

< 本制度の策定経緯 >

事 項	年 月 日	備 考
第 1 回地元説明会	平成 20 年 5 月 17 日	大針、黒岩、勝山地区で開催
アンケート調査	平成 20 年 6 月	
第 2 回地元説明会	平成 20 年 8 月 23 日	大針、黒岩、勝山地区で開催
第 3 回地元説明会	平成 20 年 11 月 15 日	3 地区合同開催
県事前協議承認	平成 20 年 12 月 22 日	
都市計画の案の公告・縦覧	平成 21 年 1 月 22 日～ 平成 21 年 2 月 5 日	
坂祝町都市計画審議会	平成 21 年 3 月 24 日	
知事同意	平成 21 年 3 月	
坂祝町告示	平成 21 年 4 月 1 日	
条例議会可決	平成 20 年 12 月 12 日	
条例施行	平成 21 年 4 月 1 日	